

～ 木造住宅の振興のための助成制度 ～

長期優良住宅促進事業

年間新築**50戸**程度未満の
住宅供給事業者対象

一戸あたりの建設工事費の
1割以内かつ100万円を上限とする
補助が受けられます。
詳しくはハウスプラスまで
お問合せください。

およそ
5,000戸
で修了

● 補助事業の申請を予定している方



- 1) **平成21年 8月 7日 (金)** までのエントリーが必要です。
- 2) 次の要件を満たす必要があります。(裏面参照)
 - ① 長期優良住宅の認定を受けること
 - ② 所定の住宅履歴情報を整備すること
 - ③ 建設過程の公開により関連事業者や消費者等を啓発すること

← ハウスプラスが
← お手伝いします

上記は概要です。詳しくは下記ホームページ掲載の「手続きマニュアル」等をご覧ください。
長期優良住宅普及促進事業 実施支援室 <http://www.cyj-shien.jp/>

長期優良住宅についてのお問合せ、ご相談は…



ハウスプラス住宅保証株式会社 戸建住宅事業本部 営業部宛 直通電話:03(5777)2925

① 長期優良住宅建築等計画の認定

耐久性

- ・劣化対策等級3
- ・床下及び小屋裏の点検口を設置
- ・床下空間の高さを330mm以上

耐震性

- ・耐震等級2

内装・設備の維持管理の容易性

維持管理対策等級3

変化に対応できる空間の確保

- ・居住面積75㎡以上
- ・基準階部分の床面積40㎡以上

[所管行政庁による認定]



長期に利用される構造躯体において対応しておくべき性能

- ・省エネルギー対策等級4
- ・基準法に定める高齢者等への配慮

計画的な維持保全

建築時から将来を見据えて定期的な点検・補修等に関する計画が策定され、点検などの履歴が蓄積されていること

住環境への配慮

住環境に関する地方公共団体が行う各種の規制・誘導規制に沿って優良な住環境が確保されていること

ハウスプラス技術的審査手数料（所管行政庁の認定に必要となる「適合証」を交付するための審査を行います）

戸建住宅

（居住環境に関する基準を除く）

長期優良住宅のみの場合

54,000円（税別）

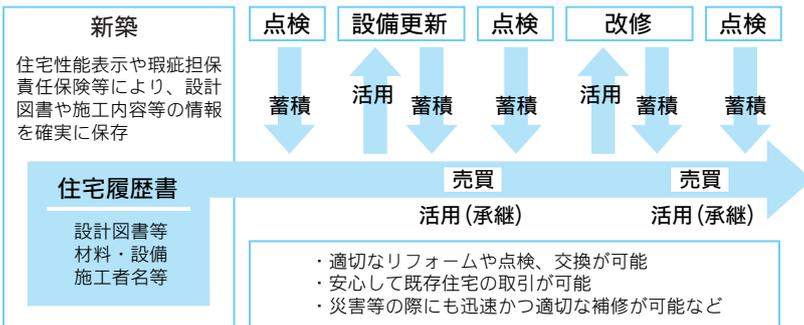
設計住宅性能評価と同時申請の場合

7,000円（税別）

※別途行政庁への認定手数料が必要です

② 住宅履歴情報の整備

補助事業の実績報告を行うまでに、一定の住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積がなされていること



ハウスプラス電子申請（電子閲覧サービス）をご利用頂ければ、住宅履歴情報の電子保管に活用できます

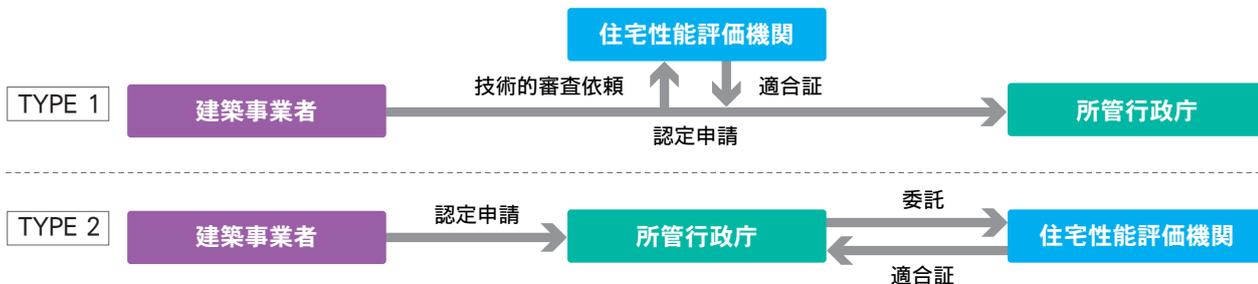


電子申請サービスのログイン画面

③ 建設過程の公開

棟上げ以降、かつ内装工事よりも前の工程で工事現場を一般公開し、対象住宅毎の公開記録書を実績報告時に添付すること

長期優良住宅の手続き



※長期優良住宅の認定基準、住宅履歴情報等の詳細は、国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp> でご確認ください。



ハウスプラス住宅保証株式会社

<http://www.houseplus.co.jp>

国土交通大臣登録住宅性能評価機関 第4号
国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号
住宅金融支援機構 検査機関

〒105-6126
東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング26階
TEL : 03-5777-1434 (代表) FAX : 03-5777-2926